

高齢者の結核

～家族さん、施設の方にも知ってほしい！！～

奈良市保健所

○結核とは、どのような病気ですか？

「結核菌」という細菌を吸い込むことによって起こる感染症です。

咳やくしゃみの小さなしぶきの中に含まれる結核菌を直接吸い込んで感染します。また、乾燥した室内で、小さなしぶきの水分が蒸発して空気中に浮いた結核菌を吸い込んででも感染します。

食器、衣類などの物を介して結核がうつることは決してありません。

○結核には、どのような症状がありますか？

症状は風邪に似ています。2週間以上続くせきやたん、血たん、発熱、胸痛、からだのだるさ、食欲低下、急な体重減少などの症状には注意が必要です。また、高齢者はせきやたんの症状がでないこともあります。

せき、たんがなくても微熱、食欲低下、体重減少、からだのだるさといった症状が続けば医療機関を受診しましょう。

○結核は昔の病気ではないのですか？

結核は現在でも1年間に約1万人の患者が発生し、うち約1,600人が亡くなる日本では重大な感染症です。奈良市では令和4年に31人が新規に結核と診断され、そのうち77%が70歳以上の高齢者でした。

昭和35年（1960年）頃は死亡原因の上位であり、「国民病」として流行していたため、高齢者の中には結核菌に感染している人がいます。また、年齢を重ね免疫力が低下することで発病することがあります。結核患者の中で高齢者の割合が高いのはこのような理由のためです。

○結核は治る病気ですか？

結核は治る病気です。

結核と診断されても、おおむね3～4種類の薬を6～9か月間毎日きちんと飲めば治ります。

結核菌は、約2週間薬をきちんと飲むと激減と言われています。また、薬を飲んでいても、感染性がなければ、通常通りの生活を送っていただけます。ただし、結核を完治させるため、菌の耐性化を防ぐためには、長期間の確実な服薬継続が必要です。

○感染したらすぐに発病しますか？

1～2割

結核菌を吸い込んで感染する

元々持っている免疫力と結核菌が戦う

【初感染発病】

感染後半年～2年までに発病

- ・未感染の乳幼児（抵抗力が低いため重症化する可能性があります）
- ・若い世代（偏った食生活・不規則な生活で発病しやすくなります）

【既感染発病】

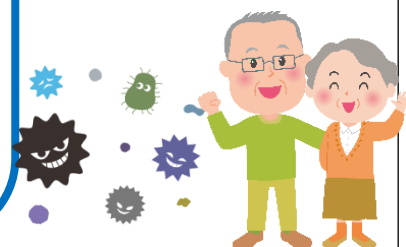
感染後数年～数十年後に発病

- ・高齢者（過去に感染した可能性が高い、体力や免疫力の低下）
- ・免疫力が低下している方（糖尿病・人工透析・副腎皮質ホルモン治療
- ・抗がん剤・HIV感染者・リウマチ治療者など）

シールぼうや

8～9割

一生発病しない！



○結核の早期発見のためにできることは、ありますか？

免疫力が低下した高齢者は結核を発病するリスクが高いです。しかし、高齢者の結核は典型的な症状が出ないことが多いです。また、独居などで日頃の支援者がいない人は、日常の変化に気づく人がいないため、結核発病の発見が遅れ、二次感染がおこることがあります。そのため、症状が軽く感染源となる前に、身近にいる人が早期発見することで、高齢者やその周りの方々の健康を守ることにつながります。

高齢者を日々支援してくださっている方には日常の観察と症状が見られる際には早期受診をお願いします。また、高齢者の支援をしてくださっている方自身も、結核を発病して自分が感染源とならないように、健康診断等で定期的に健康チェックを行ってください。

○では、具体的にどのようなことをすればよいのですか？

①日常の健康観察

◎以下の観察ポイントに注意し、日常の健康観察をしましょう。

◎症状が2週間以上続く場合は医師の診察を受けましょう。

1. 全体の印象：元気がない・活気がない
2. 全身症状：微熱が続く・体重減少・食欲がない・全身の倦怠感
3. 呼吸器系の症状（あまり出ないこともある）：咳・痰・血痰・胸の痛み・呼吸困難

②現病歴・既往歴の確認

◎以下の3項目で結核発病のリスクが高いとされる方を把握し、日常の健康観察をしましょう。

1. 結核既往歴のある方：肋膜炎・胸膜炎・肺門リンパ節炎など
(高齢者自身が、結核と申し出られない場合もあります。)
2. 胸部レントゲン検査で結核既往所見が認められる方
3. 免疫抑制状態にある方：生物製剤、副腎皮質ホルモン剤、抗がん剤、その他免疫抑制剤治療をしている方、腎不全、血液透析中の方、コントロール不良な糖尿病の方、HIV/AIDS 患者

③定期健康診断の実施・報告（感染症法第53条の2・第53条の7）

年に1回は、利用者および職員は胸部レントゲン検査で結核を発病していないことを確認しましょう。

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの施設は入所者及び職員、介護老人保健施設は職員の定期健康診断の実施が義務付けられています。また、その実施状況の結果を管轄保健所へ報告することが法律で義務付けられています。

年に1回、保健所へFAX、郵送又はメールで報告をお願いします。



法律で義務付けられていない施設も、年1回の胸部レントゲン検査をお願いします！
また、高齢者やその家族も積極的に胸部レントゲン検査を受けましょう！